



こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明事業を開始します

令和4年3月15日

一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビング（理事長：井上俊之）では、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストック形成を図るため、令和3年度第三次補正予算で措置された「こどもみらい住宅支援事業」で必要となる一定の性能を有する住宅であることを証明する事業を、2022年3月から開始します。

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明の審査のご相談は、ぜひベターリビングをご用命ください。

1 こどもみらい住宅支援事業とは

こどもみらい住宅支援事業とは、子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストック形成を図ることを目的に子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助する制度です。

2 こどもみらい住宅支援事業対象住宅の証明資料と発行ポイント

新築住宅の場合のこどもみらい住宅支援事業対象住宅の証明資料と発行ポイントの関係は以下のとおりです。

①ZEH、NearlyZEH、ZEHReady、ZEH0oriented（強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの）

補助額：100万円/戸

証明資料：BELS評価書（ZEHマークが記載されたもの）

設計・建設住宅性能評価書（5-1等級5かつ5-2等級6）

②高い省エネ性能を有する住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅）

補助額：80万円/戸

証明資料：長期優良住宅建築と計画認定通知書
低炭素建築物新築等計画認定通知書
性能向上計画認定通知書

③省エネ基準に適合する住宅（断熱等級4かつ一次エネルギー消費量等級4を満たす住宅）

補助額：60万円/戸

証明資料：こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書
建築士が作成省エネ基準への適合性に関する説明書
設計・建設住宅性能評価書（5-1等級4かつ5-2等級4）
BELS評価書（外皮・一次エネとも省エネ基準に適合していることが確認できる内容のもの）
フラット35適合書及び申請書（金利Bプランの省エネに適合しているもの限る）

また、リフォーム工事についても一定の要件を満たすことにより補助対象となります。

3 こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明事業の発行

ベターリビングはこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行事業を2022年3月から行います。

なお、ベターリビングでは住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素建築物認定及び性能向上計画認定の技術的審査、並びにBELSの審査も行っています。

詳細につきましては、一般財団法人ベターリビングのホームページ
(<http://www.cbl.or.jp>)でご確認ください。

また、こどもみらい住宅支援事業の概要は以下のホームページを確認ください。

[こどもみらい住宅支援事業【公式】 \(mlit.go.jp\)](http://mlit.go.jp)